

令和6年度報酬改定及びガイドラインの要点

児童発達支援管理責任者を目指す方は、こども家庭庁より出されている報酬改定及び各ガイドラインを必ず一読するようにしてください。

こども家庭庁
障害児支援
報酬改定
ガイドライン

検索

令和6年度報酬改定について

運営基準の改定

5領域を全て含めた総合的な支援

支援において5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）を全て含めた総合的な支援を提供する。支援内容について個別支援計画で5領域とのつながりを明確に示す。

個別支援計画について ※あらかじめ保護者の同意

1. 日々の支援に係る『計画時間等』
2. 日々の『延長支援時間等』
3. 『5領域』との関連性を明確にした支援内容
4. 『インクルージョン』の観点を踏まえた取組

事業所の支援プログラムの作成・公表 【新設】

5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す「支援プログラム」の作成及びインターネットその他の手段による公表の義務化。

令和6年度報酬改定について

自己評価・保護者評価の充実

自己評価・保護者評価について運用の標準化と徹底を図る観点から運営基準等において実施方法が明確化された。

インクルージョンに向けた取り組みの推進

事業所は、利用児童が地域の保育、教育等の支援を受けることができる、また、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めること。

障がい児支援における子どもの最善の利益の保障

利用児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮が義務化。

令和6年度報酬改定について

基本報酬と加算についての改定情報

基本報酬

児発・放デイともに支援時間による区分が新たに設けられた。30分未満算定不可。
定員、時間区分により基本報酬額が定められた。（医ケア児に関しては判定スコアにより変更有）

支援プログラム未公表減算【新設】

支援プログラムの公表がなされていない事業所は、所定単位数の**15%減算**が令和7年4月1日から適用。

児童指導員等加配加算

「児童指導員等」の児童福祉事業に従事した経験年数や配置形態（常勤・非常勤）を区分に応じて評価。

《児童指導員等に該当するのは？》

児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、**特別支援学校免許取得者**、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者

専門的支援加算

専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援を実施。体制整備と実施の2段階評価。

令和6年度報酬改定について

関係機関連携加算の見直し

子どもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、対象となる関係機関に「医療機関」や「児童相談所等」を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価を行う。

事業所間連携加算【新設】

セルフプランで複数事業所を併用する利用児童について事業所間で連携を行った場合。

家族支援加算

家族への相談援助を個別とグループに整理し評価。オンライン推奨。きょうだいへの支援促進。

子育てサポート加算【新設】

保護者に支援場面の観察や参加の機会を提供しこどもの特性を踏まえた相談援助等を行った場合。

強度行動障害児支援加算の見直し

個別サポート加算の見直し

延長支援体制加算 延長支援の見直し

保育・教育等移行支援加算

令和6年度報酬改定について

通所自立支援加算【新設】 ※放デイのみ

学校・居宅等と事業所間の移動で自立通所を目指す計画的援助を行った場合。算定開始3ヶ月。

自立サポート加算【新設】 (月2回を限度) ※放デイのみ

高校2・3年生の卒後生活に向け、学校や地域企業等と連携。体験等支援を計画的に行った場合。

医療連携体制加算(Ⅶ) ※重心型も可能

喀痰吸引等が必要な児に対し、認定特定行為業務従事者が医療との連携により喀痰吸引を行った場合。

入浴支援加算【新設】

医療的ケア児と重症心身障がい児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合。

医ケア児と重症心身障がい児に対する送迎加算の見直し

人工内耳装用児支援加算の見直し

視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】

3. 障害児支援の基本理念

(1)	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、 こどものウェルビーイングの向上 につながるよう、必要な発達支援を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、 エンパワメントを前提とした支援 をすること。
(2)	合理的配慮の提供	○ 障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する 社会的なバリア となっているのか、また、それを 取り除くために必要な対応 はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
(3)	家族支援の提供	○ 家族の支援にあたっても、こどもの支援と同様、 家族のウェルビーイングの向上 につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、 エンパワメントを前提とした支援 をすること。
(4)	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の 一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援 や、 地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組 を進めていくこと。
(5)	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の 関係機関 や障害当事者団体を含む 関係者が連携 を図り、 切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築 を図ること。

平成29年7月に策定されていたガイドラインは、こどもにかかる施策全体の中で検討され、全面的な改訂が行われた。手引書の発行にとどまっていた保育所等訪問支援も含め、令和6年7月4日、支援の内容や方法など基本的事項が示された新たなガイドラインが発行された。

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

2. 児童発達支援の内容

①本人支援

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、**こどもの育ち全体に必要な支援を組み立てていく必要**。

5 領域	健康・生活	運動・感覚	認知・行動	言語・コミュニケーション	人間関係・社会性
	○健康状態の維持・改善 ○生活習慣や生活リズムの形成 ○基本的な生活スキルの獲得	○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ○姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ○身体の移動能力の向上 ○保有する感覚の活用 ○感覚の補助及び代行手段の活用 ○感覚の特性への対応	○認知の特性についての理解と対応 ○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得(感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成) ○行動障害への予防及び対応	○コミュニケーションの基礎的能力の向上 ○言語の受容と表出 ○言語の形成と活用 ○人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ○コミュニケーション手段の選択と活用 ○状況に応じたコミュニケーション等	○アタッチメント(愛着)の形成と安定 ○遊びを通じた社会性の発達 ○自己の理解と行動の調整 ○仲間づくりと集団への参加
障害特性に応じた配慮事項		視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘黙(選択性かん黙)、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。			
特に支援を要する家庭のこどもに対する支援にあたっての留意点		こどもの行動や態度、表情など、支援に当たって気に留めておくべき点(例:虐待が疑われるこども、生活困難が疑われる家庭のこども、外国にルーツのあるこどもに応じた留意点)に加え、日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気づきやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要。			

②家族支援

こどもの成長や発達の基本となる親子関係や家庭生活を**安定・充実**させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の**安定・充実**につながる。

○アタッチメント(愛着)の形成
 ○家族(きょうだいを含む。)からの相談に対する適切な助言等
 ○障害の特性に配慮した家庭環境の整備

③移行支援

支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが**地域で暮らす他のこどもと繋がりがながら日常生活を送ることができるよう支援を提供していくことが重要**。

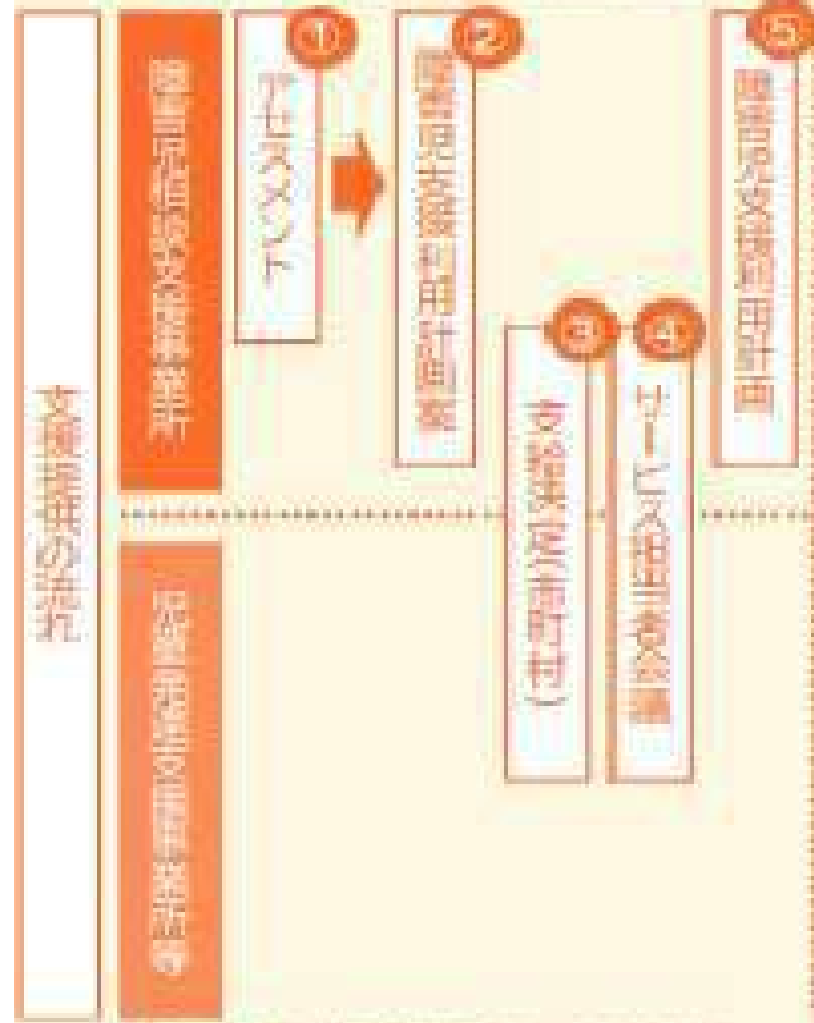
○保育所等への移行支援
 ○ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
 ○保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携
 ○同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり

④地域支援・地域連携

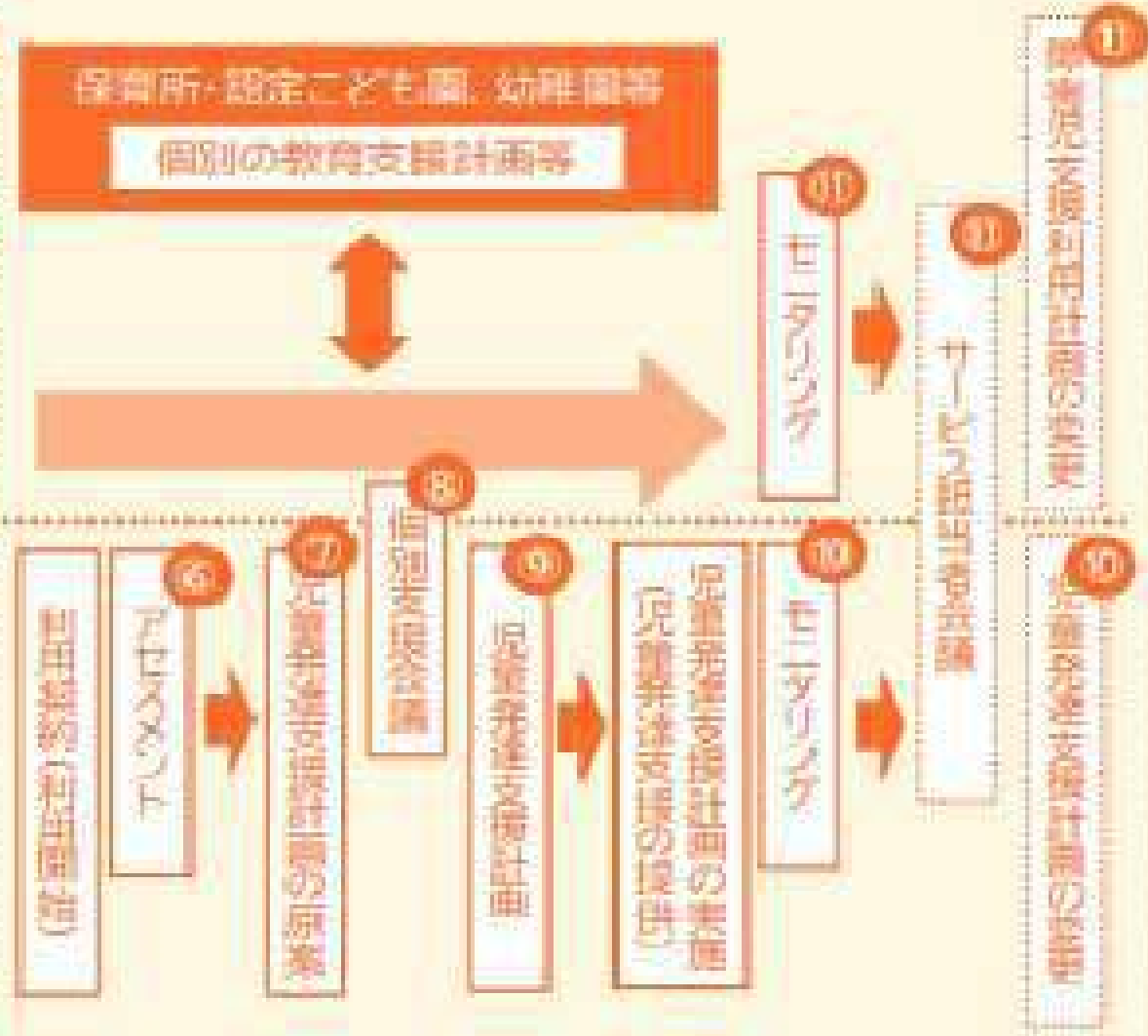
こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と**連携**して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。

○通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援

児童支援利用計画の作成の流れ



児童発達支援計画の作成の流れ



個別支援計画の記載のポイント

【個別支援計画全般に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の視点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。
なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」（例：医療機関との連携等）については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこ

利用児氏名：〇〇 〇〇 (2019年4月30日生：5歳0か月)

個別支援計画書(参考記載例)

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の 生活に対する意向	・楽しく遊びたい(本人)。 ・環境にあった行動を自分で実行できるようになってほしい(保護者)。	
総合的な支援の方針	〇〇さんは、ことばよりも視覚的な手段の方が理解しやすいと見立てています。このため、目の前の情報が動きに繋がりがやすく、説明の理解が曖昧なまま活動に切り進む様子が見られ、集団での活動等の流れに沿わない行動として捉えられることがあるようです。視覚的な情報処理が優位という特性を活かし、手順や活動の流れを視覚化・スケジュール化(構造化)することで、より確実な理解を促していきます。また、本人の気持ちをタイムリーに表現できる手段(例：複数の絵カードや具体物の中から指差しをする、該当するカードや具体物を大人に手渡す等)により、まずは大人とのやり取りの中で、「(言われていることが)わかった」「(言いたいことが相手に)伝わった」経験を積みながら丁寧に積み重ねていきます。こうした取組を中心に保育園とも情報共有を行い、必要に応じて訪問等の方法により連携を図り、保育園での生活の中でも、より多くの「わかった」「できた」に繋がるように支援していきます。	
長期目標 (内容・期間等)	・視覚的なスケジュールを手図かりに図解を確解し、わからない時には様々なコミュニケーション手段を用いて、大人に聞くことができる。	支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度・時間)
短期目標 (内容・期間等)	・見える化された手順やスケジュールを大人と一緒に確認し、絵画活動時に自分で動けるようになる。 ・大人が介在する中で、絵カードやイラスト等を用いて、「これで遊びたい」等の具体的な意思を互換に表現できるようになる。	・教材：毎週月曜日14:30-15:15(空き状況によって週2回の利用有) 心療相談職員(月3回)、作業療法士担当(月1回) ・小集団：毎週水曜日 9:15-14:45(保護者都合により支障のある場合は中止の可能性があります)

○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位
本人支援	「どうぞ」と言われてから活動に取り組み、道具に当たった時の調整ができるようになる。	・活動前に全体を指導しする等を行い、全体を支援する機会を設けてから声をかける。 ・手の平、足の裏、お尻等触る支えたり、保持している感覚をつかみやすくするため、つかむ、支える、触る等の言葉を取入れた道具遊びを提供する。	1か月後	作業療法士 保育士	専門的な支援実施回数については、別紙参照。	2
本人支援	疲れた時やお困りをする時に、身振りやことばで伝えることができる。	・具体的な伝え方のモデルを大人が示す。 ・簡単なやり取りを繰り返して確信させていく(本人がストレスをため込まないよう、無理な繰り返しは行わない)。 ・本人からの表出や要求に可能な限り応え、伝わったことの楽しさを伝えていく。	1か月後	心療相談職員	・保護者に対して具体的な話し方の例を示す時間(5月にも心療相談職員による個別相談)を設ける。 ・専門的な支援実施回数については、別紙参照。	2
本人支援	「できた」という言葉を発するよう、以下の取組を行う。 ・食事：スプーン、フォーク、箸を使って、握る、切る、添える等の遊びの要素を強調して行う。 ・衣服の着脱：どのような形であれ、着にまとうことができる。	・道具の使用と手の操作性を強調して提供する。特に着脱は、お遊びや水遊び等、本人が楽しめる活動の前に着脱的に行い、着脱を繰り返す。本人が楽しめる程度の行動を促すところから、スモールステップで進めていく。 ・身だしなみや服え方の観察は定例のスタッフとし、大人がサポート・仕上げを行う。	3か月後	保育士 作業療法士	6月に予定している家庭訪問の時に、ご家庭で意識されている場面を提示させていただく。	3

本人支援	コミュニケーションのパートナーが居たり、自らやり取りすることが増える。	・自信を持って取り組める活動に団体以外の職員と参加する。 ・活動内容を障やシシガ等での紹介を通し、活動参加から喜びことが表現する機会を設ける。	言語・コミュニケーション	6ヶ月後	心療内科職員 保育士 通学療法士	個別での取組が小集団でも行えるよう、小集団活動者と定期的に（月に1回）情報共有を行う。	1
本人支援	日常的な場面で、同年代のことも「タラシの虫達」の行動を参照する場面が増える。	・トイレで用を足す、着替える、食事の後や風呂の片付けを行う。 ・椅子を指定の位置に持ってくる場面において、見本になることもお近くに誘う等の関わり・促しを行う。	人間関係・社会性	6ヶ月後	保育士 通学療法士		3
家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場面を増やす。	・本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一歩引いてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提供して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践していただく。 ・本人のコミュニケーションや判断する仕草等を、個別支援の場での観察や面談の機会などを通じてお伝えし、共有する。		6ヶ月後	心療内科職員 保護者	・子育てサポート加算：月1回の頻度を設定し、担当者の具体的なやり取りをもとにしながら、個別での実践の様子を踏まえたフィードバックを行う。 ・家族支援加算（Ⅱ）：月1回の頻度で子育てに関する講演をグループワークにて実施。	
移行支援	日常的な場面に比べ、特に行事等の際には、説明の方法や促し方について共有を図る。	・必要に応じて保育園を訪問し、行事等、普段と異なる活動の際のこどもとの関わりについて、具体的な関わり方のモデルを示す。 ・保育園の施設と当事業所の連絡内容を相互に確認し、日々の様子を交換する（保育園からの電子連絡については、お手紙ですがスクリーンショット等を送っていただく）。		6ヶ月後	児童発達支援管理責任者、〇〇保育園△△先生、保護者	保護者の意にも確認しながら二者で連絡を図る点に留意する（行事のスケジュールの共有も含む）。	
地域支援・地域連携	関係機関で説明会を行うと共に、それぞれの機関で得られた情報を共有し、日常的な生活や支援に活用するための具体案を提案する。	・連絡会議を定期的に開催し、情報収集・役割分担について協議する。 ・各関係機関からの情報に基づき、具体的な場面で何こどもとの関わり方の提案や関わり方のポイントについて協議を行う。		6ヶ月後	児童発達支援管理責任者、支援担当者、〇〇保育園△△院長先生、△△先生	関係機関連携加算（Ⅱ）：3ヶ月に1回程度の頻度で連絡会議の開催を予定。	

※「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

常置発達支援管理責任者氏名：

年 月 日

（保護者署名）

押印禁止

個別支援計画別表

記入例

利用者の氏名	姓に姓を記入し、名に名を記入する。姓・名が不明な場合は「〇〇」と記入する。 ※姓・名が不明な場合は「〇〇」と記入する。						
提供時間	月	火	水	木	金	土	日・祝日
	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 —	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 —	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 —	利用開始・終了時間 —
	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	0時00分
特記事項	・利用が予定されている日に、事業所の定休日等により利用が予定されない場合は、その場合に予定される休みの時間を記入。 ・休みの日がある場合は、その日の休みの理由も記入する。また、休みの理由も記入する。 ・利用が予定されている日に、事業所の定休日等により利用が予定されない場合は、その場合に予定される休みの時間を記入。 ・休みの日がある場合は、その日の休みの理由も記入する。また、休みの理由も記入する。						
延長支援時間 （延長支援時間は、 通常の支援時間 と別記する）	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 —	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 —	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 —	【支援前】延長支援時間 —
	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 —	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 —	【支援後】延長支援時間 —	【支援後】延長支援時間 —	【支援後】延長支援時間 —
	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	0時00分
延長を必要とする 理由及び時間	例①：月・水・金については、保護者の就労を理由に支援前・支援後それぞれ1時間ずつの延長支援を行う。 例②：保護者の職場の都合（3月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる旨を記入することが必要となるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。 例③：保護者の職場の都合（3月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる旨を記入することが必要となるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。 例④：保護者の職場の都合（3月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる旨を記入することが必要となるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。						

このほか、専門的支援実施体制を整えて実行する場合は、別紙にて『専門的支援実施計画書』作成も必要。

(別添資料2)

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考①)

※各様式は参考であり、実際の様式については、各事業所において、支援プログラムの作成の目的等を踏まえて作成されたい。

その他パターン①

例えば、児童発達支援センター等、クラス分けを行っている場合等には、5領域と支援内容の関連性について、それぞれのクラスごとに記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム

営業時間					運営実施の有無		
法人理念							
支援方針							
支援内容							
対象児 項目		I	II	III			
		0歳・1歳・2歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)			
本人の 支援	健康・生活						
	運動・感覚						
	認知・行動						
支援 コミュニケーション							
	人間関係・社会性						
地域支援・地域連携 (地域交流・県外活動)							
移行支援							
家族支援							
職員の資力の向上							
主な行事等							

作成日〇年〇月〇日

その他パターン②

事業所の提供する活動プログラムを記載の上、それぞれの活動の中で行われる支援内容と5領域の関連性について記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム

作成日 〇年〇月〇日

法人理念			
支援方針			
営業時間		運営実施の有無	
プログラム	支援内容(5領域)		
給食			
リズム			
散歩			
サーキット			
アート			
給食			
家族支援			
移行支援			
地域支援・地域連携			
職員の質の向上			
主な行事等			

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考②)

その他パターン③

支援の見える化を図ることも目的であることから、イラストを活用することにより、支援内容と5領域の関連性や、支援の目的等がわかりやすく伝わるように工夫する等して記載する方法も考えられる。

